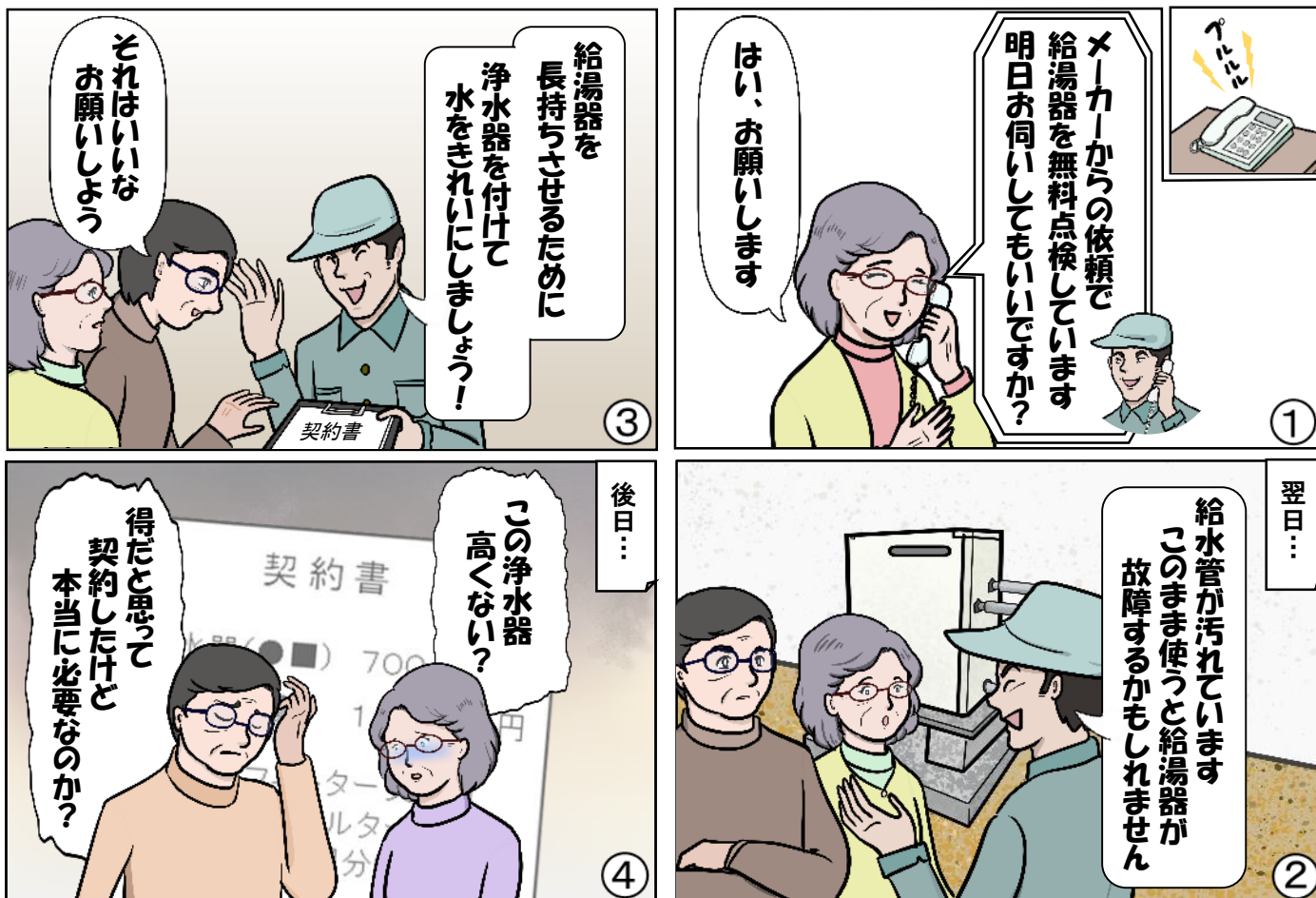


給湯器の点検商法にご注意ください！



ポイント



- 「給湯器を無料点検する」という電話や訪問があり、点検した後に「このまま給湯器を使うとすぐに故障する、火災が起きるおそれがある」などと不安をあおり、高額な契約をさせる「点検商法」の相談が多数寄せられています。
- メーカーを名乗ったり、メーカーから指示や委託を受けたと言うなど、メーカーを装って接触してくる事業者もいるため注意が必要です。
- 「無料で点検する」という電話や訪問があっても安易に応じず、メーカーや販売業者に確認するようにしましょう。
- 訪問販売はクーリング・オフできます。困ったときはすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター ☎073-433-1551
〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 ☎0739-24-0999
〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

※消費者ホットライン ☎188 ^{いやや}でもお近くの相談窓口につながります。